

「さいたままつり」ロゴ使用取扱規程

平成29年7月11日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「さいたままつり」ロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もロゴを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- 一 埼玉県の商品性を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、その使用が著しく不相当であるとき。

(使用承認申請)

第3条 営利を目的としてロゴを使用する場合には、あらかじめ「さいたままつり」ロゴ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、埼玉県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴの使用を承認する。
- 3 前項の承認は、ロゴ使用承認書（様式第2号）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
- 二 使用するデザインは、さいたままつりホームページに定めたものとする。
- 三 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、知事が認めた場合はこの限りでない。

- 2 ロゴの使用承認を受けた者は、承認された用途のみに使用すること。

(承認内容の変更)

第5条 ロゴの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、ロゴ使用変更申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、ロゴ使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(違反等に対する取扱い)

第6条 ロゴを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、知事はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2 ロゴの使用承認を受けた者が、第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

(補則)

第7条 この規程に定めるものの他、ロゴの取扱いに係る必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規程は、平成29年7月11日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

「さいたま祭り」ロゴ使用承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 印

下記のとおり、「さいたま祭り」ロゴを使用したいので申請します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間（最長2年間とする）
- 4 連絡先（担当者、電話番号）
- 5 添付書類
企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第2号（第3条、第5条関係）

「さいたま祭り」ロゴ使用（変更）承認書

平成 年 月 日

様

埼玉県知事 上田 清司

平成 年 月 日付けで申請のありました「さいたま祭り」ロゴの使用（変更）については、下記のとおり承認します。なお、今後、使用許諾料（ロイヤリティ）を徴する場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 承認内容

- （1）「さいたま祭り」ロゴ使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）「さいたま祭り」ロゴ使用取扱規程を遵守すること。

2 承認番号

号

様式第3号（第5条関係）

「さいたま祭り」ロゴ使用変更承認申請書

平成 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名） 印

承認番号 号の内容について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）